

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

告示 土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の設定

土地改良事業の認可  
保安林の指定の解除

解除予定の保安林

立会演説会に参加の申出のあつた候補者についてその者  
の加わるべき立会演説会の日時等

公安告示 道路交通法による趣聞の実施

公安告示 毒物劇物取扱者試験の合格者  
昭和四十一年十月鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号  
中訂正

## 告示

鳥取県告示第五百六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に  
基づき、江北土地改良区の定款の変更を昭和四十一年十月二十日認可した  
ので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

鳥取県告示第五百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に  
基づき、今在家土地改良区の定款の変更を昭和四十一年十月十五日認可し  
たので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

鳥取県告示第五百六十九号

昭和四十一年八月十七日付けで岩美郡岩美町から申請のあつた土地改良  
(農道橋改良)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土  
地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項におい  
て準用する同法第八十五条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間 昭和四十一年十月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所 大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十号

昭和四十一年七月十一日付けで東伯郡東伯町から申請のあった土地改良(農道橋整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。  
昭和四十一年十月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十一年十月二十四日から二十日
- 三 縦覧に供する場所 東伯町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十一号

鳥取市妙徳寺富吉安治はか十五人の者から申請のあった敷人が共同して行なう土地改良(かんがい排水)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十一年十月十五日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。  
昭和四十一年十月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

- 一 解除に係る保安林の所在場所 岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 飛砂の防備
- 三 解除の理由 配電線路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百七十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。  
昭和四十一年十月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所 東伯郡羽合町大字長瀬字村後一〇九一の一、字二ノ浜一八六の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 飛砂の防備

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県総務部長 本 江 滋 二

鳥取県告示第五百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
昭和四十一年十月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所 気高郡気高町大字蘇村字東浜七八四の三、七八四の四、七八四の五、七八四の七、七八四の九、七八四の一〇、七八四の一三、七八四の一四、七八四の一六、七八四の一八、七八四の二〇、七八四の二二、七八四の二四、七八四の二六、七八四の二八、七八四の三二、七八四の五六、七八四の五八、七八四の六〇、七八四の六二、七八四の六四、七八四の六六、七八四の六八、七八四の七〇、七八四の七四
- 二 保安林として指定された目的 飛砂の防備
- 三 解除の理由 学校施設敷地とするため

鳥取県告示第五百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

解除の理由

道路敷地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

昭和四十一年十一月二十日執行の鳥取県知事の選挙において開催する立会演説会に参加の申出のあった候補者について、その者の加わるべき立会演説会の日時及び会場並びに立会演説会における演説の順序を公選選挙法(昭和二十五年法律第九号)第五十六条第二項及び第四項の規定により次のとおり決定したので、同法同条第五項の規定により告示する。  
昭和四十一年十月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十四号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 沢住辰政

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十一年十一月十日 午前十時三十分から

米子市統町 米子警察署会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 東伯郡岡金町大字松河原一の一
- 2 倉吉市三明寺一五九九の五
- 3 東伯郡大栄町大字西高尾四四三
- 4 東伯郡赤碓町大字赤碓
- 5 米子市西福原五八〇
- 6 米子市岡三二二九六

藤井秀尊  
駒井勇  
長谷川勉  
足立猛  
佐々木健  
先藤三

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日
火	月	日	土	金	木	水
七時三十分	七時三十分	七時三十分	七時三十分	七時三十分	七時三十分	七時三十分
鳥取市 通商小学校	国府町 智頭中学校	智頭町 智頭小学校	河原町 河原小学校	河原町 河原小学校	赤碓町 赤碓小学校	赤碓町 赤碓小学校
石尾	石尾	石尾	石尾	石尾	石尾	石尾
石尾	石尾	石尾	石尾	石尾	石尾	石尾

八日	七日	六日	五日	四日	三日	二月	十一月一日	三十一日	十月三十日
火	月	日	土	金	木	水	火	月	日
七時三十分	七時三十分	七時三十分	七時三十分	七時三十分	七時三十分	七時三十分	七時三十分	七時三十分	七時三十分
境港市 小学校	米子市 大瀬津小学校	日野町 根雨公会堂	日南町 日南町中央公民館	江府町 江府町公民館	溝口町 溝口小学校	米子市 明道小学校	岸本町 岸本中学校	名和町 名和中学校	東伯町 浦安公会堂
石尾	石尾	石尾	石尾	石尾	石尾	石尾	石尾	石尾	石尾
石尾	石尾	石尾	石尾	石尾	石尾	石尾	石尾	石尾	石尾

演説の順序  
第一順位 第二順位

7 米子市西福原一〇一 林 原 教  
 8 米子市東山六七の二 岩 尾 次  
 9 米子市道安町三丁目二七 酒 井 信 也  
 10 西伯郡名和町大字高田六一三 角 田 一 男  
 11 境港市東雲町三八 水 見 壽 年  
 12 西伯郡岸本町大坂二二〇七 影 山 敏 博  
 13 西伯郡岸本町丸山二二六の三 林 原 重 治  
 14 日野郡日野町大字下坂二二四の三 石 田 幹 雄

一般動物取扱者試験の合格者  
 中島 勝良 大石ミヅヲ 猪口 実 小林 善治 石原 勇  
 農業用品店動物取扱者試験の合格者  
 宮本 博 田ノ田正春 幸山 義人 坂本 豊 吉田 重三  
 市場 守 牧田 一 中尾 通 徳信 保 大田一二三  
 山本 隆 福井 亮二 山本 利正 坂本 隆博 長谷川秋芳  
 小倉 紀昭 手島 勇国 大江 敦 清水 正 若崎 定雄  
 相見 隆 石倉 清雄 木村 朝明 生田 良和

昭和41年10月17日実施した動物取扱者試験に合格した者は、次のとおりである。  
 昭和41年10月28日  
 鳥取県知事兼試験代理者  
 鳥取県農務部長 本 江 滋 二

昭和四十一年十月鳥取県選挙管理委員会告示第百二十一号(立会議員会を開設するに予定の日時等について)中次の欄所にありかつたので、訂正する。

頁 三  
 十二日 土 一時三十分 三朝町 三朝小学校  
 七時三十分 倉吉市 河北中学校

十二日 土 一時三十分 三朝町 西小学校三朝校舎  
 七時三十分 倉吉市 河北中学校

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行  
 (当日が休日に当たるときは、その翌日)

昭和四十一年四月十五日第三編第百四十四号

◇告 示  
 町区域をあらたに画し、及び町の区域を変更する旨の届出  
 農地法による買収令書の内容

## 告 示

鳥取県告示第五百九号  
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町の区域をあらたに画し、及び町の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。  
 昭和四十一年十月一日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

新設する町の名 同 上 の 区 域  
 八幡町 余戸谷町字久米谷の区域、余戸谷町字下久米谷の区域、余戸谷町字四十二丸三五八五番の一、三五八七番の一、三六〇一番の一並びにこれらと一体をなす国有地である道路及び水路の敷地

区域変更後  
 余戸谷町 同 上 の 区 域  
 余戸谷町の区域のうち、八幡町としてあらたに画した区域以外の区域  
 鳥取県告示第五百十号  
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町の区域をあらたに画し、及び町の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。  
 昭和四十一年十月一日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

新設する町の名 同 上 の 区 域  
 大平町 海田字宮ノ谷の区域、海田字山ノ鼻の区域、海田字沢の区域のうち、一一二番以外の区域、海田字双来一〇三番の二、一〇三番の三、一〇三番の四から一〇三番の六まで並びにこれらと一体をなす国有地である道路及び水路の敷地

区域変更後  
 海 田 同 上 の 区 域  
 海田の区域のうち、大平町としてあらたに画した区域以外の区域  
 鳥取県告示第五百十一号  
 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二十一条第二項の規定により、次のとおり買収令書の内容を告示する。  
 昭和四十一年十月一日